

おおいた公共施設案内・予約システム利用者登録規約

(目的)

第1条 この規約は、おおいた公共施設案内・予約システム（以下「システム」という。）の利用に際して、利用者の遵守すべき事項を定め、その責任範囲を明確にして円滑な運用を図ることを目的とします。

(登録者)

第2条 本規約を承諾の上、おおいた公共予約案内・予約システム利用者登録申請書（以下「登録申請書」という。）により申請をした者で、大分市長、別府市長、臼杵市長、津久見市長、竹田市長、豊後大野市長、由布市長又は日出町長（以下「市長等」という。）が認めた者をシステム利用登録者（以下「登録者」という。）とします。

2 市長等は、登録申請書に虚偽の記載があると認められる場合は、登録を認めないことがあります。

3 登録申請者（団体の場合担当者）は、本人を確認できる運転免許証等を提示して市長等に申請しなければなりません。

(登録期間)

第3条 登録者のシステムへの登録期間は、市長等が登録した日から2年間とします。

2 登録期間は、登録廃止の申請のあったとき又は第2条第2項の規定に基づいて市長等がシステム利用者として登録を認めないときを除き、登録期間満了日から過去1年間において1回以上のシステム利用があった場合は、引き続き、2年間を再度登録期間とします。

(登録番号及びパスワード)

第4条 市長等は、登録者の登録番号をシステムに登録します。

2 市長等は、登録申請時に申し出のあったパスワードをシステムに登録します。登録者は、パスワードを他人に知られないよう注意して管理しなければなりません。

3 システムは、入力された登録番号及びパスワードとの一致により登録者を確認します。

(条例及び規則等の遵守)

第5条 利用申請した施設の使用にあたっては、利用する施設に定められた条例及び規則等に従い、申請した目的以外には使用できません。

(施設使用料の支払い)

第6条 施設使用料は、各施設の定めた所定の期日までに支払わなければなりません。

(申請事項の変更等)

第7条 登録者は、登録申請書に記載した事項に変更が生じたとき又は登録を廃止しようとするときは、所定の用紙で遅滞なく市長等に申請しなければなりません。ただし、システムによる変更等については、この限りではありません。

2 前項の申請の遅れや、申請がなかったために市長等からの通知等が延着、又は到着しなかった場合は、当初申請のあった登録者の住所等に通常到着すべきときに到着したものとみなします。

(登録廃止又は一時停止)

第8条 登録者が次の各号のいずれかに該当すると市長等が認めたときは、登録者の登録を廃止又は一時停止します。

- (1). 虚偽の申請をしたとき。
- (2). 第6条の規定に違反したとき。
- (3). 登録申請事項の変更を遅滞する等登録者の責めに帰すべき理由により登録者への通知・連絡が不能となったとき。
- (4). 登録者が死亡したとき。
- (5). システムの運営を故意に妨害又は破壊したとき。

(個人情報の管理)

第9条 システムに利用者登録された個人情報は厳重に管理し、漏えい・盗用・改ざん等の防止のため、必要な措置を講じます。また、保有する必要のなくなった個人情報は、おおいた公共施設案内・予約システム利用者登録規約第3条及び第8条に該当する場合、確実にかつ速やかに破棄します。

(個人情報の保有について)

第10条 登録者の氏名、住所等の個人情報については、大分市、別府市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後大野市、由布市又は日出町の利用可能な全施設において共有します。

2 すでに利用者登録されている方の氏名、住所等の個人情報についても、大分市、別府市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後大野市、由布市又は日出町の利用可能な全施設において共有します。

(個人情報の利用又は提供の制限)

第11条 このシステム利用者登録により取得した個人情報は、事務の目的の範囲を超えて、利用を行うことはありません。また、本人の承諾を得た場合、法律により要請された場合又は条例で定める一定の場合を除き、個人情報を他者に提供することはありません。

(その他)

第12条 この規約に定めるもののほか、システムの登録、利用について必要な事項は、市長等が別に定めます。

大分市公共施設案内・予約システム使用料口座振替約定

(ゆうちょ銀行を除く)

1. 振替納付日は、末日振替（振込日が金融機関の休業日のときは、その翌営業日）としてください。
2. 私が納付すべき施設使用料について、貴店に納付書等が送付されたときは、私に通知することなく納付書等に記載された金額を指定された預金口座から払出し、大分市の振替口座に振り込んでください。
3. 預金の払出し手続きについては、小切手の振出し又は預金払戻請求書の提出はいたしません。
4. 預金口座の残高が振替日において納付書等の金額に満たないときは、私に通知することなく、納付書等を返却されても異議ありません。
5. この口座振替契約に貴店が必要と認めた場合は、私は通知することなく、解約されても異議ありません。
6. 口座振替された施設使用料等の領収書等の発行は、必要としません。
7. この口座振替について仮に紛議が生じても、貴店の責によるものを除き、貴店に迷惑をかけません。

※ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。